

京都市における相談への対応状況(障害者やその家族からの障害を理由とする差別に関する相談)【継続案件】

平成29年度

【保健福祉局】

No	受理月	相談の趣旨	対応
2	30.1月 障害保健 福祉推進 室が受理	<p>【難病、男性、本人・支援者】</p> <p>人工呼吸器を装着した障害者は、健常者と同じように長時間、体位を直角に保つことはできませんが、航空機においては、そういう人たちが機内で過ごすための環境が整備されているとはいえない。</p> <p>そのため、搭乗に当たっては、リクライニングができるビジネスクラス席(介助者の分も含め2席)を選ばざるを得ない。また、エコノミー席でもストレッチャー料金が必要となり、障害のない人と比べると、かなり高額になる。</p> <p>民間事業者における合理的配慮は、努力義務であるが、障害を理由に上記のことを選択せざるを得ないのであり、行政からも事業者との調整をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○航空会社に対して、ストレッチャー料金の現状を聴取とともに、国の航空事業所管課、他都市等にも同様の相談がないか等確認(H30.2) ○相談者に対して、国等からの聞き取り内容及び権利擁護部会での意見を報告(H30.6) ○当事者へのヒアリング、意見交換を実施(H30.7)

<30.2.16権利擁護部会からの意見>

- 当事者団体にヒアリングするなど、ニーズ調査をされてはどうか。
- 事業者も一定努力されており、これ以上のこと求めるとなると、行政側が補助するということも考えなければならないのではないか。
- 「障害のある人の移動」という広い視点で考える必要もあるではないか。また、ほかの公共交通機関についても、障害者間で差がある。

【教育委員会】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	29.6月 障害保健 福祉推進 室が受理 (終結)	【発達、家族】 市立小学校において、放課後等デイサービスに通っている児童に、「学年と名前とデイサービスに行きます」と書かれた紙を担任が渡してしまった。 学校側(担任の先生)には、他の児童や保護者等には障害のことは言わないでほしい旨を伝えていたが、これをきっかけに他の児童や保護者に伝わった。	【これまでの対応】 ・放課後等デイサービスが増加している中、児童を安全・確実に引き渡すため、放課後等デイサービスに引き渡す児童の名簿を基に、担任が児童を振り分けるとともに受取側の担当教員も名簿を基に確認をし、予定と異なった行動をしないように配慮している。 ・放課後等デイサービスの迎えの車対応も含め安全確保を行っている。 ・校内教職員対象に障害や放課後等デイサービスなどについての理解を深める研修や話し合いの場を設けた。 ○引き続き、保護者から申し出があれば、思いに寄り添い、対応していく。

<30.2.16権利擁護部会からの意見>

- 子どもの障害受容や告知に関して、親の立場として理解してほしいことがある。
 - ・親が子どもに障害があることを知らせることで、子どもがショックを受けて、更に状態が悪化することもある。また、ほかの子どもに知られて、いじめにつながることもある。
 - ・いつ、どのタイミングで知らせるかは、周りとの信頼関係ができているかといったことも重要なことであり、親としては非常に悩ましい問題である。
- 安全に引き渡すためにメモを渡すことは、合理的配慮としては考え得ることである。これがいけないとなると、ほかに適切な方法があるのか悩んでしまう。
- 送迎車には、事業所名などが書かれているが、それもダメということになるのか。車を寄贈された場合は、書くことが求められたりするが。
- 利用者の親から、車に事業所名を書いてほしくないという声は聞いたことがあり、マグネットで簡単に取り外しできるようにしている例もある。放デイに通うことが、子どもには良い面もあるのに、それが、どこかマイナスイメージに捉えられているのではないか。本人や家族のみならず、周囲のそういった意識を変えていく必要もある。

6	29.10月 (終結)	【肢体、本人】 松葉杖を使用しており(身体障害第5級)、本の持ち運び等を考え、「図書館の在宅貸出制度」への登録を希望したい。	【これまでの対応】 ・在宅貸出制度は、「身体障害の第1～4級に該当し、来館して図書館を利用することが困難と認められる者」を対象としていることを説明した。 ・障害者手帳所持者が対象となる「特別貸出制度(貸出冊数及び貸出期間が通常の約2倍)」の利用を案内し、相談者は、同制度の利用登録を行い、図書館を利用されている。 ○今後、相談者の障害の状態など状況に変化が生じ、申出があれば、適宜対応していく。
---	----------------	-----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------